

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件（案）の概要

1. 趣旨

- 厚生労働省職業安定局長通知「企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について」（平成 28 年 3 月 14 日付職発 0314 第 2 号）の内容を、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号）に規定するため、同指針について所要の改正を行う。

2. 概要

- 再就職支援を行う職業紹介事業者は、労働者に対して、その自由な意思決定を妨げるような退職の勧奨を行ってはならないこと等を職業紹介事業者の責務に追加する。
- その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条文

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 48 条

4. 適用期日等

告示日 平成 28 年 5 月下旬（予定）

適用日 告示日